

平成26年6月定例会 県土整備委員会（事前）
平成26年6月19日（木）
〔委員会の概要 危機管理部関係〕

岡田委員長

休憩前に引き続き、委員会を開きます。（10時54分）

これより、危機管理部関係の調査を行います。

この際、危機管理部関係の6月定例会提出予定議案等について理事者側から説明願うとともに、報告事項があれば、これを受けることにいたします。

【提出予定議案等】（資料①）

- 議案第1号 平成26年度徳島県一般会計補正予算（第2号）
- 議案第4号 徳島県防災会議条例の一部改正について
- 報告第2号 平成25年度徳島県繰越明許費繰越計算書について

【報告事項】

- 「『とくしま－0（ゼロ）作戦』地震対策行動計画」の見直し（案）について（資料②）
- 国土強靱化地域計画の策定について（資料③）
- 徳島県国民保護計画の変更について（資料④）
- 「全国少年消防クラブ交流大会」の開催について（資料⑤）
- 食品表示の適正化に向けた新たな取組み（資料⑥）
- 関西防災・減災プランの概要について（資料⑦）

床桜危機管理部長

危機管理部から6月定例会に提出を予定しております案件につきまして、御説明申し上げます。お手元の危機管理部の県土整備委員会説明資料に基づき、御説明申し上げます。

資料の1ページをお開きください。

危機管理部における6月補正予算（案）といたしまして、一番下の計の欄の左から3番目の欄に記載のとおり4,343万5,000円の補正をお願いするものでございまして、補正後の予算額は55億3,549万8,000円となっております。財源につきましては、財源内訳欄に記載のとおりでございます。

続きまして、2ページをお開きください。

補正予算の課別主要事項について、御説明申し上げます。

南海地震防災課についてであります。防災総務費の摘要欄①防災対策指導費であります。医療関係者や防災関係機関による、急性期医療の体制はもとより、災害関連死を初めとする防ぎ得た死者をなくすために、平時と災害時とをシームレスに移行できる災害医療

体制の構築を目的に、戦略的災害医療プロジェクト推進事業として2,900万円を計上いたしております。また、後ほど報告事項の中で御説明いたしますが、国土強靱化地域計画策定事業として、100万円を計上いたしております。

3ページをお開きください。

安全衛生課についてであります。

消費者行政推進費の摘要欄①消費者行政推進費であります。消費税増税等に伴う県民の不安解消を図るため、消費税に関する周知と、特殊詐欺、悪質商法の被害防止を目的とした、セミナーや講演会を実施するため、消費生活安心アップ事業として150万円を計上いたしております。

次に、食品衛生指導費の摘要欄①食の安全・安心推進事業費であります。食品表示について、新たな仕組みづくりのための事前調査や、食品監視指導体制の機能強化のため、とくしま安全安心食品表示制度調査事業として150万円を計上いたしております。

最後に、園芸振興費の摘要欄①食品表示適正化指導事業であります。とくしま食品表示Gメンの体制強化に伴い、検査結果等のデータベース化等による活動支援のため、食品表示Gメン活動円滑化体制整備事業として424万円を計上いたしております。

4ページをお開きください。

その他の議案等といたしまして、条例案を1件提出いたしております。

徳島県防災会議条例の一部改正でございます。南海トラフ地震の被害想定の見直しに伴う、自助・共助の防災力強化や災害時要配慮者支援の充実が必要であることから、県防災計画に幅広い分野の意見を反映するため、県防災会議の委員のうち、知事が指名し、又は任命する者を、40名から60名に増員するものであります。

続きまして5ページをお開きください。

平成25年度繰越明許費繰越計算書でございまして、南海地震防災課所管の防災対策指導費の状況を記載いたしております。この事業につきましても、平成26年2月定例会におきまして、繰越予算額の議決をいただいたところであり、翌年度繰越額につきましても7,108万8千円となっております。今回繰越しました事業につきましても、早期の事業完了に努め、事業効果を発現できますよう、最善の努力をしてまいりたいと考えております。危機管理部関係の提出予定案件の説明につきましても、以上でございます。

なお、この際、6点御報告いたします。

お手元の委員会資料その1の1ページを御覧ください。

まず1点目は、「とくしま-0（ゼロ）」作戦地震対策行動計画の見直し（案）についてであります。昨年11月には南海トラフ巨大地震被害想定（第二次）を公表し、同年12月には、南海トラフ地震対策特別措置法が施行いたしております。また、本年3月には県議会の皆様のお力も頂き、本県沿岸の全8市町が南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域の指定を国から受けたところであります。こうした状況変化やこれまでの進捗状況も踏まえ、計画の見直しを行うものであります。今回、民間の有識者等からなる徳島県地震対策行動計画推進委員会での御議論も踏まえ、新規事業として10項目を追加し、12項目を拡充等させ、合計で393項目の取組みといたしております。今議会における皆様方の御意見を踏まえながら、計画の見直しを行いたいと考えております。

お手元の委員会資料その2を御覧ください。

2点目は、国土強靱化地域計画の策定についてであります。

去る6月3日に、国が募集していた国土強靱化地域計画策定モデル調査実施団体に本県が選定され、直ちに庁内組織である国土強靱化地域計画策定プロジェクトチームを設置し、計画策定に着手したところであります。今後は、外部の有識者からなる検討委員会を立ち上げ、計画素案を取りまとめ、県議会での御意見や県民の皆様方の御意見も踏まえながら、強靱な地域づくりのための計画策定を進めてまいりたいと考えております。

お手元の委員会資料その3を御覧ください。

3点目は、徳島県国民保護計画の変更についてであります。

徳島県国民保護計画は、テロや弾道ミサイル攻撃など、国民の安全を脅かす事態が発生し、又はその恐れのある場合に、国民の生命、身体及び財産を保護するため、国民保護法に基づき平成18年3月に策定いたしました。このたび、全国でも有数の回数を誇る国民保護訓練から得られた課題や教訓に加え、本県独自の先進的な取組内容を盛り込むとともに、国の基本指針の変更内容などを反映させるため、徳島県国民保護計画の変更を行うことといたしました。今後は、有識者等からなる徳島県国民保護協議会でのご審議を頂き、国の閣議を経て変更を行う予定であります。

お手元の委員会資料その4を御覧ください。

4点目は、全国少年消防クラブ交流大会の開催についてであります。

昨年度、本県で開催された西日本交流会の実績を持って、徳島発の政策提言で国に強く要望してきた全国少年消防クラブ交流大会が、8月6日から3日間、全国で初めて本県で開催される運びとなりました。本大会を第1回大会にふさわしい、そして、徳島らしい大会として成功させることにより、将来の防災リーダー育成の更なる推進に繋げてまいりたいと考えております。

お手元の委員会資料その5の1ページを御覧ください。

5点目は、食品表示の適正化に向けた新たな取組みについてであります。

先般、県が告発しておりましたワカメ加工事業者が、去る5月28日に逮捕される事案がございました。このようなワカメ産地偽装の問題は、先人が営々として築き上げてきたブランドの信用を大きく傷つけるものであります。再びこのような悪質な事案が発生しないように、食の安全安心対策統括本部による関係部局が一丸となった戦略的な施策の推進、徳島県食の安全安心推進条例の改正による食品表示Gメンの立入権限強化などを行ってきたところであります。

こうしたことに加え、これまでのGメンの現場調査活動において、対象事業者の把握が困難、現場で対応できる事業者側の人材が不在などの課題があることから、これを解決するための新たな仕組みづくりが是非とも必要と考えております。

資料中段の、食品表示に係る事業者分布の図を御覧ください。食品衛生法では、同法が適用される事業については営業許可が必要ですが、JAS法の適用はあるが、食品衛生法の網がかからない水産加工品製造業、漬物製造業などについては、事業者把握が困難な状況となっております。そこで、このたび、まずは水産加工品製造業、漬物製造業を対象に、事業者の届出制度と表示責任者の届出制度の運用を試験的に行うとともに、食の安全

安心対策統括本部において課題の抽出や検証を行い、できるだけ早い時期に、本格運用を目指してまいりたいと考えております。

裏面の2ページ、鳴門わかめブランド強化スキームを御覧ください。現状に記載のとおり、これまでは仕入れ状況しか確認できないという課題がございましたが、産地証明書に加えて1ページで御説明しました届出制度及び加工事業者自らが透明性を立証する鳴門わかめの加工履歴制度を組み合わせ、偽装を許さない認証シールの導入に向けた制度設計を進めるものであります。これらの取組みをフロー図にしたものが、下段、取組スキームであります。先般開催の食の安全安心審議会におきましても、県が率先して、新たな仕組みづくりにスピード感をもって取り組んでもらいたいとの厳しい意見をいただいたところでありますが、今後、県議会での御意見を頂き、関係団体とも協議を進め、できるだけ早期に制度導入を図ってまいりたいと考えております。

お手元の委員会資料その6の1ページを御覧ください。

最後に、関西防災・減災プランの概要についてであります。

関西防災・減災プランについては、南海トラフ巨大地震などの大規模広域災害の発生に対し、関西広域連合がとるべき対応方針やその手順等を定めた計画であります。

このプランにつきましては、これまでに総則編、地震・津波災害対策編及び原子力災害対策編を策定してまいりましたが、新たに風水害対策編及び感染症対策編を策定し、関西圏域における風水害や感染症等の災害が発生した際の初動体制の確立と応援・受援体制についての対応方針として取りまとめたものであります。

裏面の2ページを御覧ください。

感染症対策編につきましては、新型インフルエンザ等と、鳥インフルエンザ・口蹄疫等の2編から構成され、発生段階に応じた対応方針をとりまとめた計画となっております。これらのプランは、来る6月28日に開催予定の関西広域連合議会6月臨時会に諮られることとなっております。災害発生時はもとより、平時からの対策についても、プランに基づき関西広域連合と連携しながら取り組んでまいります。

以上、御報告を申し上げます。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

岡田委員長

これより質疑に入ります。

質疑をどうぞ。

藤田豊委員

事前であります、端的にお伺いをしたいと思います。

先ほど床桜部長のほうから説明がありました、説明資料危機管理部の中の4ページの防災会議条例の一部を改正する条例、改正の中身を説明いただいたんですが、当会議というのは、前々からあって、ずっと延々といろいろな会議をしてきていると思います。ただ、今回、今言うように20名を増やし60名。会議というのは、悪い言い方ですが、人が多かっただけではいいことはない。やはり、それなりの人材と集中審議ができるような体制をつ

くるというのが1つの大きな委員会の意義だろう。私も委員会のあり方にはいろいろと考えがありますが、ただ、危機管理部の体制というのは、今の現状の中で非常に広域化してきている。だから、業務が大変複雑化、多様化している。そういう中で、審議会の役割というのは、多くなると、それなりのプロパーの審議委員さんが必要になってくる。

そういう意味では、この20名の増員というのは、どういう形でこの根拠にしたのか、そして、どのようなことをやられるのか、まず1点お伺いしたいのと、その増員の内容ですが、今日は事前ですのでポイントだけを聞かせて頂きますが、知事談話にもありますし、登用の仕方というのですか、専門職の中にも優秀な女性の方がたくさんいらっしゃる。

そうすると、今回の増員にはそのような女性の方を入れる要件が入っているのか。そのような方を委員に委嘱しながら、どれほど充実した委員会を作成するために、どのような根拠でやろうとしているのか、もう少し詳しくお伺いをさせて頂きたい。

金井南海地震防災課長

ただいま藤田委員より防災会議についての、今回の条例改正についての御質問を頂いております。

まず、徳島県防災会議につきましては、災害対策基本法に基づきまして県が設置するとされているものでありまして、この会議は徳島県地域防災計画の作成や修正、あるいは、災害発生時の情報収集、応急対策、災害復旧に関する連絡調整などを行う組織でございます。参考に、防災会議の現在のメンバーでございますけれども、会長である知事を初め、自衛隊や国の防災機関など、法律で定められている委員が19名ございます。それから、今回の条例で規定する市町村や消防関係、ライフライン事業者、学識経験者などで構成しますのが40名、計59名となっております。

今回のこの条例改正は、このうち、条例で規定する部分の委員数を40名から60名へと増やすことをお願いするものでございます。その上で、これを増やす目的といたしましては、昨年、南海トラフ巨大地震に係る被害想定を策定いたしましたして、今後、自助、共助、公助、一体となった県を挙げた具体的な対策を本格的に展開していく、それに当たりまして、自助、共助の防災力の強化の観点、あるいは、災害時要配慮者の支援充実の観点など幅広い視点から御意見をお伺いするために、自主防災組織の関係者や学識経験者などを中心に委員を増員したいと考えております。

それで、どのように増員していくのかといった御質問でございますが、今回、幅広く、ただいま申しましたように、幅広い意見を聞きたいといったことでございますので、今後、具体的には自主防災組織とかボランティア、NPOの代表者、大学の研究者、弁護士あるいは医師や看護師などの医療関係者など、様々な専門的で深い学識を有する方を選任していきたいと考えております。

また、女性についての御意見もございました。特に東日本大震災におきましては、避難所の運営に当たり、女性や高齢者の視点が必ずしも十分でなかったという反省を踏まえまして、その後、国のほうでも災害対策基本法が改正されまして、女性をはじめとする幅広い分野の視点が反映できるよう、委員の対象分野に自主防災組織の関係者や学識経験者などが追加されたところであります。そういったことも踏まえまして、今回の条例改正の目

的であります自助、共助の防災力強化、災害時要配慮者支援の充実といった分野におきましては、特に女性の視点を取り入れることがとりわけ重要と考えておりますので、委員には、今後、条例改正を認めていただいた後の人選、女性も含めて人選を進めてまいりたいと考えております。よろしく申し上げます。

以上でございます。

藤田豊委員

課長の御答弁と部長の話、それから、今の現状を見ても、会議の中身の濃さというのを痛感するわけですが、当然、その時代に合ったニーズとして、専門的な、また、幅広い意見の中ですばらしい防災会議、防災の仕組みづくりをやっていく、これは大事なことなんです。十分注意して、この20名を増やした意義というものを十分かみしめながら、この会議が本当に20名増員して、経費も要るでしょうし、また、複雑な意見もたくさん出てきて、取りまとめも大変になるだろう。そのような中でもやむを得ずやっていく。それから、今の時代の女性の観点、細やかな観点というのも大事にしなければならない。そのような意味では、増やした意義を十分把握した中で、どうするかということをも十分検討しながらやって頂きたい。

改めてまたお伺いしますが、今日は事前ということ、先ほど委員長も言いましたように、委員がかわっての委員会ですが、私どももあと1年したら選挙なんです。知事も「いけるよ！徳島」をやっていますが、最終の仕上げの選挙の時期なんですね。当局も力を入れて、今までの「いけるよ！徳島・行動計画」の中での積み残しとか県民の約束とかやってきたことの県民への周知ができるように、本当に大事な委員会のスタートだと思っておりますので、そういう意味では、この委員会が今の時代の危機管理の中で大きく基本となるような委員会を目指す形が出るようなことをお願いしたいと思っておりますが、部長に一言、決意を頂いて、私は終わらせて頂きたいと思っております。

床桜危機管理部長

防災会議の委員の増員に関しての御質問を頂きました。やはり、幅広い意見をお聞きさせていただこうと。今後30年間で70%以上の確率でという話でございます。むしろ起きない確率のほうが少ないということで、日々そのリスクが高まっているというような状況で、私ども危機管理部職員としても緊張感、危機意識を持って対応しなければならないと、このように考えております。そのときに、先ほど御指摘いただいたように、単に人を増やすだけではなくて、その中身が濃いものでなければならない、これは正にそのとおりでございます。したがって、機動的に部会組織を使うとか、そういったことで意を用いていきたい、また、東日本大震災の教訓も踏まえ、女性の視点もしっかりと取り入れていきたい、このように考えておるところでございます。私ども危機管理部としては、1点、県民の命を守るんだと強い決意を持って頑張りたい、このように考えております。よろしくお願い申し上げます。

杉本委員

先ほど床桜部長さんからの説明の中で、災害関連死とか防ぎ得た死者とか戦略的な災害医療、そんな新しい言葉をおっしゃいましたが、これを東日本大震災に当てはめると、災害関連死の方が一体何人ぐらいいるのかということ、まずその辺の言葉の解釈から御説明頂きたい。

金井南海地震防災課長

ただいま杉本委員より、東日本大震災における災害関連死の死者数についての御質問でございますが、まず最初に、東日本大震災での死者、行方不明者ですけれども、死者は1万5,887人、行方不明者が2,600人、合わせて約2万人弱でございます。それとは別に、東日本大震災における災害関連死による死者数ということにつきましては、これとは別に3,000名強おります。災害関連死といいますのは、主な要因といたしましては、長期にわたる避難生活によりまして、避難所における肉体的、精神的疲労といったものが多いのでございますが、そういった災害関連死の死者数が3,000名強というところでございます。以上でございます。

杉本委員

それでは、東日本大震災を踏まえて、南海トラフ地震があったときの災害関連死するだろうと想像できる数字としては、幾らぐらいを想定なさっていますか。

金井南海地震防災課長

徳島県における災害関連死の想定でございますが、昨年、被害想定を出させて頂きましたが、南海トラフ巨大地震における死者の発生数は3万1,300人、負傷者の発生は1万9,400人と想定しておりますが、災害関連死につきましては、その後の避難生活における状況というのが、把握が困難ということで、直接数字としては想定していないところでございますが、ちなみに避難所における避難者数というのが県内で最大22万6,000人発生いたしますので、そういったことも踏まえまして、かなりの災害関連死も危惧されるかと考えております。以上でございます。

杉本委員

かなりの死者が想定できる、こんな数字で予算ができるんですか。こんな答えではいいとは言えません。かなりというのは、2人か、3人か、5人か、10人か。

岡田委員長

小休します。(11時21分)

岡田委員長

再開します。(11時24分)

金井南海地震防災課長

本県の災害関連死の推定されるところでございますが、最悪の場合、直接死といたしまして、死者が3万1,300人発生します。それから負傷者が1万9,400人、あるいは、負傷者の中でも重傷者が6,000人弱発生するというところでございます。これらの甚大な人的被害、東日本大震災のときと照らし合わせますと、東日本大震災全体では死者、行方不明者2万人に対し、災害関連死が3,000人発生しておるということもございます。本県の場合も相当の、県南部を中心に、平野部では甚大な津波被害、長期の孤立化、あるいは長期の避難生活、同様に想定されておりますので、東日本大震災のケースも想定しますと2,000人等の、同じレベルの3,000人等の災害関連死は十分想定しておかなければならないのかなと考えております。

以上でございます。

杉本委員

補正予算の中で災害派遣精神医療チームというのが出ておりますが、実は私のいところが精神科の医者をしております。仙台のほうへ家族も連れて行ってしまったというようなところでございますが、随分向こうで精神科の医者が重要というか、必要ということです。このような関係ですが、その中の話でD P A Tという言葉がございます。聞きなれない言葉ですが、この予算の中でも新たにつくるということですが、どのような目的でつくろうとしていらっしゃるのか。また、他県の状況などもお聞きさせていただければ大変ありがたい。

鎌村災害医療上席推進幹

ただいま杉本委員よりD P A T、災害派遣精神医療チームにつきましてのお問い合わせでございます。こちら、D P A T、災害派遣精神医療チームでございますけれども、様々な大規模災害時の際に、被災された方及び支援の必要な方に対しまして、精神科医療保健活動の支援、こちらを行うために専門的な研修、訓練を受けられた精神科の医師及び看護師、そして業務調整員など数名からなるのが1チームというようなことであります。この発災後、特に被災地域の精神保健医療機能の一時的な低下、東日本大震災の際にも、杉本委員からありましたように、実際、現場のほうでは精神科病院のほうで孤立化したり、あるいは、精神科で受診されている方が避難所等で御苦労されたりといったことが実際にあったとお聞きしておるところでございます。この発災後につきまして、精神科病院等の一時的な機能低下や災害ストレスによります新たに精神的な問題、心のケアの必要な方等がふえてくるといったようなことがございます。そういうことで、被災以前より精神科医療を受けておられる方への支援、災害時における精神障がい者の方等への保健医療サービスの確保、災害により新たに精神的不調を来した方を早く発見して、重症化を防ぐといったようなことが必要となることから、このD P A Tを編成して、関係機関と連携しながら対応してまいるというものでございます。このたび戦略的災害医療プロジェクト事業の1つといたしまして、主に発災後早期に現地での活動を開始するためのD P A T先遣隊を創設するものでございます。こちらにつきましては、災害早期に現地に入りますDMA Tが

ございますけれども、こちらのほうと同様に、精神科に特化したような形で早期に入るチームがDPATの先遣隊ということで、このたび創設するものでございます。今後、その先遣隊の編成のため、装備、機器類の整備及び研修を進めていくとともに、大規模災害発生時には速やかにチームを編成して、派遣できるような研修、準備等を進めてまいりたいと考えております。全国状況につきましては、厚生労働省の方から委託をされ、研修を受けている機関である、国立病院機構のほうでございまして、4月時点で、平成25年度末の状況でございますけれども、11府県で整備、登録がされているところと聞いております。四国では、今回、その時点での状況では四国では初めてといった状況となっております。以上でございます。

杉本委員

大変長いお答えを頂きました。我が方も長安口ダムの関係で、下ノ内というところが流されて、何軒かが仮設住宅です。仮設住宅というのは、自分の今までの生活環境と変わってしまうし、それから、建物も正に仮設で、テレビの音というのは、裏のほうの音が大きい。隣とはベニヤ板1枚挟んでいるような壁で、野球を聞いているのか、相撲を聞いているのか、歌謡曲を聞いているのか分からないようになって、腹が立ってきて、どなりこんでいく。私はここにいられないというようになって、正に精神的には地獄というような感じになってしまいますから、事実上、被災者は命が助かった後は、生き残っていくのも正に精神力が必要になってくるのだらうと思います。是非そんなことも力を入れていただいたほうが、せつかく助かった命で、自殺者が出てくるということになれば、地獄としか言いようがないということになるところです。前もって、避難所や、もう少し快適な住宅を用意していくというようなことも災害対応の1つの大きな目的になるんじゃないかというような気がします。ちょっと欲なのですが、復興住宅や避難所というようなことで、床桜部長さんは林業飛躍局長ををされていた。その辺で、ひとつ防災の事業につなげて頂きたいと思いますが。

床桜危機管理部長

先ほど防ぎ得た死者ということで、杉本委員から厳しい御指摘も頂いたのですけれども、実は先般、私も東北のほうの大学の関係者、あるいは自治体の関係者とお話もさせていただいて、私どもが災害直後だけではなくて、それから慢性期に移る過程での医療体制が必要なんだと、それについてしっかり構築していこうとしているんだと、こういうお話をさせていただいたところでございますけれども、それはなかなか東北でもできていないと。これから正にそういった分野が必要だというふうな、逆にエールも送っていただいたような状況でございます。したがって、未知の世界に踏み込むようなところでございます。今厳しい御指摘を頂きましたけれども、私どもそういった点も踏まえて、しっかりとまずは取り組んでまいりたいということでございます。

今御質問いただいた県産材ということでございますけれども、避難所が非常に劣悪なゆえに、特に体力の弱い高齢者の方がそれで病気になり、あるいは、亡くなるケースというのは相当程度あったと聞いております。やはり、できるだけ快適な避難所を前もって整備

するという事は、非常に重要であります。また、その後、仮設住宅あるいは復興住宅も同じような観点だろうと考えております。その際、徳島、県土の75%が森林部ということでございますし、今ちょうど、正に切りごろの森林がたくさんある、徳島杉については特に精神的に非常に安定させるような効果もあるということでございますので、そうした県産材を活用した避難所あるいは仮設住宅等の活用についても、今回の戦略的な災害医療体制を考える上において重要なポイントに置きたい、また、そのようなことをしっかりと御発言いただけるような専門家の方も検討会議に入って頂きたいと考えておるところでございます。今回の委員の御指摘を受けて、しっかりとそうした視点も加味した取り組みを進めてまいりたいと考えております。

杉本委員

大変心強いお答えを頂きました。ありがとうございます。是非よろしく願いいたしたいと思います。

終わります。

有持委員

それでは、1点質問させて頂きたいと思います。

まず、鳴門わかめの産地偽装問題についてでございますけれども、何年か前にもワカメの産地偽装が起り、その前にも起り、いつまでも産地偽装という、特にワカメにつきましては何度か発生をいたしております。徳島県は、今、とくしまブランドということで、いろいろな作物について、知事をはじめ、力を入れてやっているわけでございますけれども、全国的にこのように時々出ますと、徳島県のブランドは偽ブランドでないかというような疑惑を持つ。そのようなことで、非常に徳島県に対してのイメージが悪くなると、今回も特に重要視されております。

先ほど県のほうからも報告がありましたように、鳴門わかめの産地偽装問題につきましては、再発防止のために食の安全安心対策統括本部を立ち上げて、徳島の食品表示Gメンの増員を図るということで、いろいろな取組をされるということでございます。先ほどもこの取組についての説明を受けましたが、なお一層の対策強化を図っていただくために、食品の表示の適正化に向けた新たな仕組みづくりをやっていくということでございます。

そこで、水産加工品や漬物製造業に対しまして、特に届出制度を創設して、やっていくということでございますけれども、私の住んでいる石井町が昔から野沢菜の産地ということで、石井町でつくった野沢菜が信州の野沢菜ということで、全国的に売り出されております。あれは野沢菜という名前の野沢菜ですから、別に石井町でつくったものを信州で売っても産地偽装ではないんですけれども、そのようなこともございます。

この間もお聞きしたら、鳴門わかめは、徳島県の小松島市で採れても阿南市で採れても、それは皆、鳴門水域ですから、鳴門わかめで通るんですと。ところが、石井町の漬物にしても、非常に安い中国の大根を大量に買って、阿波たくあんという。これは産地偽装ではないかという気がします。ですから、今回のワカメも中国から大量に買った安いワカメを鳴門わかめとして売った、それは産地偽装になりますので、そのようなことをやっており

ますと、徳島県のブランドとして非常にイメージが悪くなるのではないかと。

そこで質問をさせて頂きたいと思っております。まず、事業者と表示責任者に対する要綱による届出制度を創設し、新たな仕組みづくりに着手するということですが、事業者など表示責任者とあわせて届出を行う制度について、どのような効果があるのかお聞きをしたい。そして、届出を行わない業者に対して、どのように対応していくのかお聞きしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

山根食の安全安心担当室長

事業者等の届出制度に関しての効果と同時に届出を行わない業者に対してどのような対応をするのかとの御質問でございますが、水産加工業、漬物製造業者など原材料の簡易な加工を行う事業者につきましては、食品衛生法上営業許可が不要でございます。事業者の把握、衛生指導が十分できていないところでもございました。このため、今回の届出制度に関しましては、事業者の把握、表示責任者の設置により、食品表示の適正化や衛生などの監視の推進に効果があると考えております。

また、要綱には事業者及び表示責任者の遵守事項とともに、施設やJAS法では義務づけのない伝票、関係帳簿など書類の保存義務化など、届出に必要な基準を設けまして、事業者における自主管理体制の強化を図ることといたしております。

さらには、届出を行った事業者につきましては、県のホームページなどを通じまして、届出事業者として公表を行うなど、届出のイニシアチブを持ってもらうよう積極的に支援を行うことといたしております。

今回、要綱にて届出義務を課すことにいたしておりますが、届出を実施しない業者などに対しましては、事業の趣旨について十分な御説明を行いながら、行政指導により届出を求めていくことといたしております。

今後は制度の効果や課題等を検証しまして、その他の農産加工業者に対する届出の義務化や、届出に関しての基準等の今回の制度につきまして、具体的に検証を行っていくところでございます。

以上でございます。

有持委員

県としては、届出をするように指導していくということで、この問題について対応していただけないということではございませんけれども、なぜやるかというのは、安い原料品を購入して、ブランド品として出せば、もうけの差額が多いからです。今回捕まった人も、捕まって罰金を払うよりももうけのほうが多いから、いつまでたっても同じように繰り返していく。これが一番の根本だと思いますので、徳島県のブランド商品を守っていくためには、もう少し県としても対応を厳しくやらないといけないし、業者の協力というのは本当に必要ではないかと思っておりますので、なお一層の御努力をお願いしたいと思っております。

次に、ワカメの加工などに水産加工業の届出とともに、漬物製造業の届出を求めていくのがこれからの課題と思っておりますが、ただいましていくという答弁を頂いたんですが、もう少し具体的に、こういう形で指導していくということがございましたら、説明をお願いい

たします。

山根食の安全安心担当室長

今回、漬物業者等届出にすることにしておるところでございますが、特に具体的に水産加工業とともに漬物製造業を加えたというところにつきまして御説明させていただきます。

まず、食品表示の適正化に向けまして、食品衛生法、先ほども申し上げましたように、許可対象外業種ということで、水産加工業、漬物製造業を要綱によりまして試験的に届出を運用することといたしております。この試験運用に関しましては、水産加工業に加え、漬物製造業に届出を義務づけております。これにつきましては、特に平成24年に北海道で白菜の浅漬けによりまして、腸管出血性大腸菌O-157の集団食中毒がございました。そのあたりも含めまして、全国的にもこのあたり、この漬物製造業を営業等届出る事例も多いところがございます。そういうところで、本県といたしましても、これら事業者の把握や届出基準の策定によりまして、食品表示の適正化とともに、食中毒対策、衛生対策の強化を図るものでございます。今後は、業者の届出を試験的に運用いたしまして、運用結果を踏まえまして、効果の検証、課題抽出を行いながら、その他の業種での届出について、今後検証を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

有持委員

ただいま取組についても、本当に頑張っていただけと思っておりますけれども、漬物製造業者や水産加工業者への届出の義務化など新たな仕組みづくりにつきましては、速やかに制度設計を行いながら、できるだけ早く事業者と十分な調整を行って頂きまして、実行に移して頂きたいと思っております。

今後の試験運用の結果を踏まえて、制度の効果を検証しながら、他の業種での届出の必要性などについても検討して頂きたいと思っております。また、鳴門わかめブランド強化スキームにつきましても、商工労働部、農林水産部と連携をいたしまして、鳴門わかめをはじめとするくしまブランドの信頼に県民の食の安全安心の確保をしっかりと努めて頂きたいと思っております。

そこで、最後に、食の安全安心対策統括本部長に今後の決意をお伺いいたしまして、私の質問は終わりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

床桜危機管理部長

この4月から統括本部長ということで、関係部局、商工労働部とか、我が部もそうなんですけれども、農林水産部とか様々な部局で構成する本部を立ち上げたところがございます。従来、情報の共有でなくて、具体的な課題解決の処方箋を出すということが、この統括本部のミッションでございます。

鳴門わかめにつきましては、やはり、先人が営々として築いてきた徳島が全国に誇るブランド製品でございます。このブランドを傷つけるような行為に対して、再三にわたり指導をしてきた、一向に改善されないということで、県警に対して告発をし、そして逮捕、

そして、徳島地検によって起訴されるといった状況でございます。やはり、再びこうした事案が生じますと、このブランドそのものが崩壊してしまう。非常に我々も危機意識を持っております。今や鳴門わかめは、徳島の鳴門わかめだけではなくて、鳴門わかめの徳島と、徳島の信用にもかかわっていつているような状況でございます。

したがいまして、県民目線に立って、不正を絶対許さないという強い決意のもとで、県庁内はもとよりでございますが、関係機関、関係団体とも連携を密にして、3倍に増やしました食品表示Gメン、その活動を強化する、これに加えて、届出制度あるいは認証制度、これの詳細な制度設計を早期に行いまして、食の安全安心対策の一層の強化を図ってまいりたいと考えております。よろしくお願い申し上げます。

大西委員

関連して、私も、今日提出いただいた資料で、これだけカラー刷りでございますので、よほど力を入れて、これに取り組んでいきたいという表れなのかなと思って、よく拝見をさせていただいて、よく説明を聞きました。今も有持委員が質問されましたので、その関連で。

この食品関連事業者届出制度の届出によって、食品衛生法で関与できないJAS法だけでやっておる業者の方々も県が把握したいということはよくわかります。そして、食品表示責任者も届出をしていただくということです。ここで1つ確認をしたいんですが、この食品表示責任者というのは誰かというのを、その食品のパッケージに私たち消費者がわかるように明示するわけですか。この食品の表示をしたのは私ですと、誰々社長ですとということで、企業名とか社長名とか、あるいはその会社の食品の責任者であるとか、そのようなものをその商品に、加工業者であれば、加工業者がつくったものに対して、それが明示されるようにこれから変わっていくということで理解してよろしいのでしょうか。

山根食の安全安心担当室長

今御質問の食品表示責任者でございますが、この食品表示責任者につきましては、目的としてまして、まず、一義的に我々が、食品表示Gメンが事業所に行きまして責任者の不在というのが多々ございます。要するに大きい事業所でありまして、話しをする相手がなかなか見つからないものですから、まず事業所に1人、必ず食品表示責任者を置いて頂きたいということで、このあたり、当然研修もして頂きながら、事業所に1人の表示責任者を置いて頂きたいというところでございます。

今御質問ございましたように、例えば表示に関しては一括表示でございまして、裏面等に製造者等の義務化はございます。その中で、この食品表示責任者の表示については、そこまでは今現状では考えてないところでございます。要するに、先ほど申し上げましたように、我々、相手方の事業所に必ず1人の表示に関しての責任者を置いて頂きたいということでこの制度をつくったところでございます。

大西委員

食品表示責任者は、商品のパッケージには表示しないという御答弁がありました。加

工業者のところでは、この加工した責任者は誰ですかといったら、それはわからないという業者さんが多いと言われました。とりあえず県が把握しようということなのかもしれませんが、それだけ曖昧な業界、業態であれば、まず、そこに名前を書いて、個人の名前を、社長の名前でも、専務の名前でも、その製造工場の責任者の名前でもいいじゃないですか。その個人の名前が入ると、その人が責任を持ってやると思うんです。だから、徹底してこれをやるんだったら、県が把握するだけではなくて、そのパッケージの表示に会社名と、そしてその責任者は誰それですと書けばいいじゃないですか。それを何でしないんですか。絵にかいた餅と知事がよく言うけど、せっかくこういういいことをやろうとしているのに、抜け穴ができてきているみたいな、曖昧な体制をそのままにしましょうみたいな、県が業界に抜け道をつくっていることになるとは思います。いかがですか。責任をはっきりしたほうがいい。

山根食の安全安心担当室長

今回、食品表示責任者ということで明確に、例えばパッケージ等に記載したらいいのではないかという御提言でございますけど、現状でこの届出基準等でございます。それと同時に、このあたり、制度構築、制度設計のために具体的に今後協議する予定でもございます。それで、一方、法律のほうで一定の表示義務がございまして、製造責任者等の、製造者等の義務もございまして、そこで、法律に対する上乘せの部分もございまして、今後の検討ということで御了解頂きたいと思っております。

大西委員

今後、食品表示責任者名を表示するかどうかというのは、検討していきたいということなんですが、局長、どうですか。

並木県民くらし安全局長

これは新しい制度なので、これからどうするかというのは、制度設計していかなければいけないのですけれども、今考えておりますのは、食品衛生法でも、食品衛生責任者というのを掲示するようになっていきますので、それは品物ということではなくて、事業所に掲示するようになっていくということで、そういったようなことをJAS法においても、JAS法のこの食品衛生法以外の白抜きの部分につきましても、事業所の中に食品表示責任者、これはきちっと掲示させるようにさせていただきます。

大西委員

では、次に、鳴門わかめブランド強化スキームですけれど、監視機能・権限の強化、これと、その次の加工履歴の導入、これが大きなポイントなんだろうね。その監視機能・権限の強化というのは、食品表示Gメンが新設され、この人たちが監視していくということだと思います。

もう一つの加工履歴の導入ということですが、特にワカメの場合には、生のワカメがどこから来たかというのが誰もわからない。それを鳴門わかめですと加工する方が

言って、加工したら、鳴門わかめになってしまったというようなことですから、その加工履歴を導入すると。これは、今まで食品の問題でよくトレーサビリティということを言われましたが、このトレーサビリティとこのシステムは違うのでしょうか。

この加工履歴を導入するということは、どこでそれを保証というか明示できるのか。この一番真ん中に、認証シールと大きく書いてありますけれども、この認証シールにこのワカメはどこから来てますよということを書くんですか。そうすれば、みんな鳴門と書きますよね。加工履歴というのはどういうことで、加工履歴をどのように明示するのか、2点ほどお聞きしたいと思います。

山根食の安全安心担当室長

加工履歴の問題について御質問でございますが、この加工履歴につきましては、お示しのスキームを見てのとおりでございます。産地偽装を防ぐためにどうすべきかといいますと、まず生産者からの証明書、産地証明書を頂きながら、まず生産段階からの産地偽装を防ぐと。それと同時に、加工事業者において加工履歴、要するに原料から乾燥したワカメをつくった場合なんか、非常にグラム数が少なくなります。そういうところで、そういう加工履歴の中で正確に、例えば原材料何キロから何グラムの乾燥物ができたと、こういうものを残していただく。その後、我々Gメンの部分になるんですけど、帳簿、伝票等、それから生産証明の部分を確認させて頂きまして、トータル的に監視をするものでございます。要するに入り口から出口まで監視することによって、先ほど御説明いただいたようにトレーサビリティの機能につながるものでございます。

それと同時に、このスキームにつきましては、基本的には事業者の本来率先して取り組むべきものでございます。そういうところで、しかしながら、我々としても過去に産地偽装等がございました。そういう例でございましたから、我々県の食品表示Gメンがこのあたりをちゃんと監視しながら、認証時、認証設定時なんかには県としてもこのあたりをちゃんと監視しながらやっていきたいと考えております。

以上でございます。

大西委員

認証シールというのを新たに貼るということになっておりますので、その認証シールの実効性というか、それが問われるのではなかろうかと思えます。消費者にわかるようなもの、トレーサビリティの場合にはインターネットで牛だとか豚だとかそういったものが、この人が生産しましたというところまでわかるというような、そういうシステムがあるわけですが、例えば鳴門の誰々さんがつくったワカメですよとか、そこまでいってもいいんじゃないかと私は思います。これから、そういうことをできるようにしておいて頂きたいと思えます。

最後に、私の地元の城東小学校の校庭、またその近くでセアカゴケグモが多数見つかっております。新聞記事によると自然環境戦略課の担当だということですが、県民くらし安全局としてはどのように取り組んでおられるのか。これについては所管しませんというのか。私は、セアカゴケグモに子供たちが刺されたり、また大人でも刺されると、場合に

よっては死ぬ方もいらっしゃるというので、自然環境戦略課とこちらが手を組んで対応特別チームぐらいつくってやらないと、どんどん広がっていくと思います。最後に、このことについてだけ今後どうしていきたいのか、こちらの局としてはどうしようとしているのか、ただ話し合いますというのではなくて、何か踏み込んでやって頂きたいと思うんですが、その点についてお答え頂きたいと思います。

西條安全衛生課長

委員御質問のセアカゴケグモについてでございますけれども、このセアカゴケグモは、特定生物による生態系に係る被害の防止に関する法律、いわゆるライセンス法というのですけれども、こちらに指定されております特定外来生物というふうになっております。これは、生きたままで動かしてはいけないものになっておりますので、取り扱いは非常に難しゅうございます。ただ、この対応につきましては、先ほど申しましたように、外来生物法を所管いたします環境部局、今、自然環境戦略課となっておりますけど、こちらが行うとなっているのですけれども、特に室内で発見された場合であるとか、かまれた場合、これは非常に問題があります。そういうことがございますので、特に住民の方は、身近にある保健所等に御相談されることが非常に多うございます。そういうことから、我々知らないということではなくて、衛生的な観点、また持続的な観点の中から、衛生部局でも取り組みについては対応させていただいております。

特に、具体的に申しますと、セアカゴケグモが室内で見つかった場合については、特にかまれないように注意して頂きながら、例えば市販の殺虫剤で駆除していただくというふうなことをやりながら、保健所あるいは自然環境戦略課のほうに御一報いただく、御連絡いただくというふうなことでお願いしてございます。

また、万一かまれた場合については、速やかに流水などで洗っていただいて、健康被害が出ないようにしていただいて、医師等に相談していただくことをお願いいたしますとともに、県のホームページの私ども当課と、それから自然環境戦略課、それから保健所等も、ホームページで上げながら啓発をしています。3課でいろんなところで連携しながらやっていきたいと思っております。

岡田委員長

午食のため休憩いたします。(12時02分)

岡田委員長

再開します。(13時11分)

古田委員

まず、最初に災害医療の関係でお尋ねしたいと思います。戦略的災害医療プロジェクト推進事業において、災害派遣医療チーム(DMAT)の強化及び災害派遣精神医療チーム(DPAT)の設置をしていくということですが、現在、徳島県内での設置状況はどのようになっていますか。

鎌村災害医療上席推進幹

ただいま災害医療に関する御質問を頂きました。

まず、DMATでございますが、災害派遣医療チーム、こちらにつきましては県内で現在21チームが研修を受け、指定というところでございます。

続きまして、DPATでございますが、DPATにつきましては、先ほど答弁させて頂きましたが、まず、急性期、DMATと同様に速やかに派遣できるようなチーム、こちらにつきましては編成できるように準備をしているというところでございます。

古田委員

国のほうから平成13年4月にDPATの活動要領を初めて策定して、各自治体に設置を求めてきたわけですね。ところが、今現在は残念ながらできていない。全国では11府県にとどまっているというお話が午前中にありましたけれど、まずは、先遣隊として派遣する1チームをつくるということなんでしょうか。その後、徐々につくっていくという方向なんでしょうか。それは、いつごろにつくる予定なのか、そのあたりはいかがでしょうか。

鎌村災害医療上席推進幹

DPATについてのお問い合わせでございますが、このDPATにつきましては、まず、この11府県ということで公表されていた件でございますけれども、こちらにつきましてはDPATの先遣隊ということで、現在、設置を進めている、準備をしているところについてのものでございます。これにつきましては、できるだけ早く先遣隊というものを整備するというところでございますけれども、さきの東日本大震災におきましても、本県からは宮城県へ医療救護チーム、災害支援ナースなどとともに、いわゆる心のケアチームということで、発災後数日後から同時に派遣をしておりました。こういった急性期少し過ぎてから慢性期の心のケアにつきましてはのチームというのは、順次研修等を進めて、派遣に備えられるような体制というのは既にありますけれども、研修等を今後行ってまいりたいと考えております。

ただ、先遣隊につきましては、先ほど御説明いたしました、一定の研修、専門的なところの研修を受けて、質を保つということが国のほうでも進められておりますので、それに備えてこの先遣隊を準備していくということ、まずはやっていくということでございます。

古田委員

国のほうの専門的な研修を受けるということなんですが、どのくらいの研修が必要なのか、そのあたりはいかがでしょうか。

それと、最初にお聞きしたDMATの強化ということも、今回の戦略的災害医療プロジェクト推進事業の中でも打ち出されておりますが、こういったことを強化されていくのか、そのあたりはいかがでしょうか。

鎌村災害医療上席推進幹

まず、DPATの国における研修ということでございますが、これまでにおきまして、このDPATの設置、登録に向けての研修ということで、毎年行われてきておりまして、本県からも精神科医師等が受講はしてきておりました。ただ、先遣隊員についての専門的研修というのがこれまでは行われてきておりませんでしたので、これに向けて準備を、我々も受講に向けて準備を進めているというところでございます。

また、DMATにつきましては、これまで、先ほどお答えいたしました、21チームということでございますけれども、この研修につきましては、国の方で、東京と兵庫の方で2か所で行われておりますけれども、この研修を毎年チーム受講あるいは個人受講ということで、本県からも割り当てがありまして、受講しているところでございますが、この研修とともに、これまで受講しておりましたチームの強化、維持といったところでの研修、そして、災害医療に関しましては、災害医療コーディネーターも設置しておりますので、こういった災害医療コーディネーター、DMATといったところの充実強化に向けて、秋か、いろいろな機会を通じて具体的な研修会、訓練ということを行ってまいりたいと考えております。

古田委員

DMATの強化策というのは、ある程度わかりましたが、午前中もDPAT、災害派遣精神医療チームの創設に関しても専門的な研修を受けなければだめだというお話でした。それは、どれくらいの研修を受けなければいけないのでしょうか。そのような決まりがあるのかないのか。そして、先遣隊1チームは創設をするということが、今回のこの2,900万円の予算の中では考えられている。そのほかもつくるというのではないんですね。先遣チーム、まずはそれだけをつくるということなんですね。

鎌村災害医療上席推進幹

DPATの研修についてでございますが、このDPATの先遣隊の研修につきまして、災害時の厚生労働省の方からの委託ということで、国立病院機構のほうの関係で、災害時こころの情報支援センターの方で研修をするというようなこととなっております。今後の国のほうの予定といたしましては、まずは2日間の研修と。その後、医事研修等を含めてやっていかれると聞いておるところでございます。

また、このDPATの先遣隊につきましては、特殊な部分がありますので、そういった研修を受けていただくということになりますけれども、先ほど答弁させて頂きましたけれども、それに引き続くいわゆる急性期、慢性期といった心のケアというふうなところにつきましては、さきのところでも本県としましては経験しておりますので、さらにそういった課題等をもとに、本県内でも研修を受けて頂き、派遣あるいは県内での被災したときに対応できるような体制を準備していきたいというふうな研修等も含めて考えているところでございます。

古田委員

精神的な障がいを持つ方々に対しても、都道府県が責任を持ってこれを創設し、そして、拡充をしていくということが大事だと思いますので、是非、早急の設置を求めておきたいと思います。

次に、これも議論がありましたけれども、食品表示Gメンの活動円滑化体制整備事業というところで、偽装というのはないかなといったところに、また偽装問題が出るということで、本当に関係者の皆さんや徳島県民は、いいかげんにしてほしいという思いだと思います。

それで、今回、Gメンの体制も8名から23名にして、強化してやっていくという方向が出されました。ここでもGメンが取り組む中で、新しく届出制度などを作るのですが、対象事業者の把握が困難、表示が理解できる人材が不在、指導事項の伝達性が問題、指導してもそれが伝わっていかないなどの課題が出されているのですが、そのような問題については、責任者になっていただく方への学習の場や研修の場というのが必要だと思いますが、そのあたりはどのようにお考えになっているのかお尋ねしたいと思います。

山根食の安全安心担当室長

今、Gメン活動における課題の中で、食品表示責任者の課題について御質問がございました。ここにつきましては、一方で、とくしま安全安心食品表示制度調査事業の中で、事業者等に対して研修並びにこういう講習会をする予定をしておるとともに、当然、食品表示責任者になっていただく方に関しては、講習を受けていただいて、責任者としてちゃんと一事業所の一責任者として適正表示に努めていただくよう努力していただくところでございます。

古田委員

そのような研修の場を県が設定をしていくということですね。きちんとそれはして頂きたいと思います。

もう一つは、届出制度ですが、水産加工業者と2つの種類のところから試験的にやっていくということではありますが、以前にはタケノコの違反もありましたよね。ですから、水産、農産物についても、今後、やっていかれるかと思えますけれども、こちらは厳しくても、農産物のほうは少し後からですよという差をつけてしまつては、それぞれの加工業者に対して不公平感が出るのではないかと思いますので、考えられる業者全てのところにきちんと調査をし、指導して、できるだけ早く取り組んでいくべきではないかと思えますけれども、その点はいかがでしょうか。

山根食の安全安心担当室長

今、水産加工業と漬物製造業以外の業種で届出等を検討してはどうかということであつたと思うのですが、まずは今回、要綱により水産加工業、漬物製造業で試験的運用を考えております。その中で、今後タケノコ等の水煮とか、例えば他県ではところてんとか、そのあたりの業種も実は農産加工品製造業として届出をさせておるところもございます。そういうところについて、今後、今回の試験的運用の効果の検証、課題を抽出しまし

て、届出等を検討していきたいと考えております。

古田委員

やはり、徳島県のブランドということで、食品の産地偽装などが起こらないように、制度のきちんとした構築を求めておきたいと思っております。いろいろ大変だと思っておりますけれども、しっかり取り組んで頂きたいと思っております。

それと、Gメンになる方が県庁の職員さんで8名から23名に増やすということですが、今までそのような活動に参加された人がほとんどなのか。その23名の方々というのは、どのような経歴を持つ方々なんでしょうか。

山根食の安全安心担当室長

徳島食品表示Gメンの職歴等でございますけれども、この23名のうち8名につきましては、JAS法、景品表示法等の担当者でございます。かねてよりの経験者でございます。残りの者につきましては、商工労働部、農林水産部等関係部局の職員で構成しております。そのあたりの経験不足等を補うためからも、今回、6月補正のほうでGメン活動円滑化体制整備事業としてタブレットパソコン、このあたりを持ちまして、官公法令等を検索できるシステムと同時に、例えば指導現場で過去の指導履歴等を閲覧できるようなシステム、このあたりを活用しまして、経験不足等について補っていきたいと考えております。

以上でございます。

古田委員

全国に誇る鳴門わかめなど、偽装問題が起こらないように、しっかり取組を強めて頂きたいをお願いをしておきます。

最後にもう一点、防災会議のお話が出ましたけれども、去年は防災対策特別委員でありましたので、この問題も質問させていただいたんですが、ボランティアとかNPOとか様々な業種の方々に参加できるようになって、女性委員も増えているんですね。増えてきてはいるんですけれども、今回、20名増やして60名にするなかで、どのくらい女性の委員にする予定なのかお尋ねをしたいと思っております。

金井南海地震防災課長

ただいま委員より、今回、防災会議の委員数を増やした場合に女性をどう増やしていくのかといった御質問でございますけれども、午前中、藤田委員の御質問にもお答えしましたとおり、女性の視点を取り入れていくこと、幅広い意見を取り入れていくということはとりわけ重要であると認識しております。それで、この20名増やす中では、自主防災組織、ボランティアなどNPO、あるいは女性が比較的多いと思われる医師や看護師などの医療関係者など、幅広い分野の方を選任していく予定でおりますが、具体的にどの部分を女性にするといったことは今後人選を進めていきたいと思っておりますが、女性比率については可能な限り、今より高めていくという方向で取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

古田委員

この防災会議というのは、年1回開かれています。回数を増やしたり、いろいろな部会を設けたりとか、もっと活発に意見が出せるような場というのができるのでしょうか。

防災会議の議事録を前に見させて頂きましたけれども、ほとんど意見も言われていない。せっかく女性委員を選んでいるのですけれど、会長が知事ということで、知事がいろいろ進めているんですね。なかなかそれに対して物が言えていないというのが、過去の現状でなかったかと思いますが、その点はどのようにされる予定なのかお尋ねしたいと思います。

金井南海地震防災課長

ただいま活発な議論がなされるように工夫をするべきではないかといったような意見ではなかろうかと思えます。実は、防災会議につきましては、議員御指摘のように、年1回ということが通常多いのでございますが、中にはその下に幹事会を設けておったり、あるいは、現在1つの部会、水防部会というのを設けております。そういったことも踏まえまして、今後、活発な審議をするために部会設置というのも有効な手法の1つであると思えますので、今後人数を増やしながら、そういったことも実はこれから考えていきたいなと思っておりますのでございます。

以上です。

古田委員

防災会議の女性委員の割合は、去年、20.8%で全国5位ということでもありますけれども、他の審議会では過半数以上というところも出てきておりますし、女性の割合を増やすというのが知事の方針でもありますので、是非、女性委員を増やしていただくことと、活発な論議をして生かして頂きたいということをお願いして、終わります。

岡田委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

それでは、これをもって質疑を終わります。

以上で、危機管理部関係の調査を終わります。

議事の都合により、休憩いたします。(13時33分)